

平成30年度 日本大学危機管理学部個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科

資格： 准教授

氏名： 杉山 幸一

<p>研究課題</p>	<p>立憲主義に基づく危機管理法制の基礎的研究</p>
<p>報告の概要</p>	<p>研究目的及び研究概要</p> <p>これまで憲法学では立憲主義というのは権力をいかに制限するかという点に力点が置かれ、権力行使を制限するためのシステムとして理解されてきた。しかし、権力を制限するだけでは、危機管理法制を考えた場合、いざというときに使い物にならない恐れもある。そこで、本研究では、その基礎的研究として危機管理法制の在り方と憲法を頂点とする立憲主義の理解について解明する。</p> <p>従来憲法学では、危機管理という観点からの研究はあまりされてこなかった。すなわち危機に対処という観点ではなく、人権をいかに守るか、権力をいかに制限し、国民の自由を確保するかという観点で研究がなされてきた。しかし、これでは危機に際して権力をうまく行使できず、立憲主義を守り、危機的状況を悪化させ、かえって国民の生命、財産を守れなくなる恐れもある。そこで、立憲主義を権力を制限するだけでなく、憲法によって適切に権力を授けるという観点も含めて、危機管理法制を考えていく必要がある。戦争や災害など危機に際して人権を制限する場合、公共の福祉の観点からどのように権力が行使されるか、制限するのであれば人権を制限する解釈がしっかりなされるのか。憲法の条文から導き出される権力行使や人権制限について従来研究されてきた立憲主義を異なる観点から研究するものであり、憲法学の基礎的研究となる。</p> <p>研究成果</p> <p>立憲主義に基づく危機管理法制の基礎的研究を進めた結果、立憲主義の認識が日本ではいまだに不十分であることが分かった。立憲主義とは権力を制限することである、ということに力点を置く説明がなされていた。この原因を突き止めた結果、それは学校教育に問題があるということが分かった。学校教育では立憲主義や憲法について「政治・経済」「現代社会」などで説明されている。しかしその内容は薄く、さらに主権者教育においても昨年度解明した通り、期待されたものではなかった。そこで「主権者教育の本質的意味について」(平成30年度学部連携ポスターセッション)において、主権者教育は諸外国との比較を通じていかに民主主義と立憲主義を教え、体験させるかということに本質的意味があると検証した。</p> <p>ただ、今年度もそこで止まってしまう、立憲主義から危機管理法制への検証が不十分であったことは反省する点である。来年度以降は立憲主義から危機管理法制、とくに憲法9条を中心に基礎的研究を進めるつもりである。</p>
<p>研究業績</p>	<p>・論文および著書 著者名・論文標題・雑誌名・査読の有無・巻・発行年・ページ数</p> <p>なし</p> <p>・学会発表等 発表者名・発表標題・学会名・発表年月日・発表場所</p> <p>杉山幸一、「主権者教育の本質的意味について」平成30年度学部連携ポスターセッション(日本大学)、平成30年7月21日、日本大学本部</p> <p>・その他 *書評、雑誌投稿など 著書名・標題・掲載誌名・発表年月・発行所 *講演会、研究会等での講演・発表 発表者・発表年月・題目名・講演会等名 *社会貢献活動等</p> <p>なし</p>